

役員報酬等規程

社会福祉法人

美方福社会

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人美方福祉会（以下、「法人」という）の役員報酬および費用弁償について定めたものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事長を含む理事及び監事をいう。

(役員の出席報酬)

第3条 役員が、理事会に出席した場合には、法人が役員に対して、別表1に定める1日分の報酬（出席報酬）と費用弁償費を支払う。

- 2 役員が理事会と同日に併せて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬（勤務報酬）と費用弁償費は併給を行わず、出席報酬と勤務報酬のいずれか、額が多くなる方を支給する。

(役員勤務報酬)

第4条 役員が法人及び施設運営のための業務に従事した場合は、法人が役員に対して、別表2に定める報酬（勤務報酬）と費用弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事長の命を受けて、法人及び施設運営のために業務に従事した場合は、別表2に定める報酬（勤務報酬）と実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を上回る場合は、その実費を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、並びに指導監査への立会に従事した場合は、別表1に定める報酬（勤務報酬）と実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事に対するその他の報酬については、理事の規定を準用する。

(報酬の上限額)

第5条の2 役員に対する報酬の上限は、月額並びに年額で、別表2に定める。

(費用弁償費)

第5条の3 役員に対して、別表1に定める報酬に加えて、法人の業務遂行のために必要な費用（交通費、食費、調査のための資料代等）を支給する。

- 2 交通費の実費が、費用弁償費の額を上回る場合には、その実費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人の業務のために出張したときは、別表1に定める報酬に加えて、別表3に定める日当を支給することができる。

- 2 旅費は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、宿泊費及び交通

費の実費額とする。ただし、実状を考慮して、増額することができる。

3 通常の旅費以外で、出張の業務遂行上必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用せず、職員に係わる諸規程を適用する。

(支給日)

第8条 役員の報酬及び実費弁償費（出張旅費の精算を含む）は、毎月末で締めて、翌月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改正)

第9条 この規定の改廃については、理事会の議決を要する。

付則1 この規定は、平成23年1月1日より適用する。

この規定は、平成24年12月1日より適用する。

この規定は、平成28年12月1日より適用する。

別表1（日額）

名称	区分	報酬	費用弁償費
理事会出席報酬	理事	1回10,000円以内	1回5,000円以内
	監事	1回10,000円以内	1回5,000円以内
勤務報酬	理事長	1回20,000円以内	1回5,000円以内
	理事	1回20,000円以内	1回5,000円以内
監事監査・指導報酬等	監事	1回20,000円以内	1回5,000円以内

別表2

名称	支給額	備考
役員に対する報酬の上限	月額200,000円・ 年額2,400,000円	費用弁償費・日当・宿泊費は 含まない

別表3

名称	支給額	備考
日当	1日10,000円	
宿泊費	実費相当	